

## レジ袋削減県民スクラム運動の今後のあり方（素案）

### ○ 運動の方針

パリ協定・SDGsの重点課題への対応として、信州プラスチックスマート運動を推進し、プラスチックごみ全般を対象とした削減に取り組む。

### ○ 具体的な活動（想定）

#### 事業者の取組

- ・それぞれができることからプラスチックの削減に取り組む

#### 県の役割

- ・信州プラスチックスマート運動について県民・市町村への呼びかけ
- ・「信州プラスチックスマート運動協力事業者」の登録拡大
- ・事業者の取組（先進事例）の情報共有

#### その他

- ・3つの意識した行動を呼び掛ける啓発活動を検討

### ○ 協議会規約の改定について

上記の活動内容を踏まえ、協議会の新たな名称を以下のとおりとし、協議会規約を【資料2】のとおり改定する。

名称：信州プラスチックスマート運動推進協議会

新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>信州プラスチックスマート運動推進協議会規約</u></p> <p>(協議会の名称) 第1条 この協議会は、<u>信州プラスチックスマート運動推進協議会</u>（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(協議会の目的) 第2条 長野県の豊かな自然環境を守り地球の温暖化を防止するとともに、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、<u>消費者、事業者及び行政等</u>が連携協力し、<u>長野県が実施する信州プラスチックスマート運動の取組</u>を推進することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) <u>信州プラスチックスマート運動の推進に関する検討及び協議</u> (2) <u>信州プラスチックスマート運動の推進に関する広報及び啓発</u> (3) <u>協議会の会員相互の連絡調整</u> (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(組織及び委員) 第4条 協議会は次の者をもって構成する。 (1) 第2条の目的に賛同する事業者  (2) <u>長野県消費者団体連絡協議会</u> (3) <u>長野県消費者の会連絡会</u> (4) <u>一般社団法人長野県連合婦人会</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>長野県レジ袋削減推進協議会規約</u></p> <p>(協議会の名称) 第1条 この協議会は、<u>長野県レジ袋削減推進協議会</u>（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(協議会の目的) 第2条 長野県の豊かな自然環境を守り地球の温暖化を防止するとともに、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、<u>事業者、消費者及び行政等</u>が連携協力して<u>レジ袋の削減</u>を推進することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) <u>レジ袋削減方策に関する検討及び協議</u> (2) <u>レジ袋削減に関する広報及び啓発</u> (3) <u>協議会の会員相互の連絡調整</u> (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(組織及び委員) 第4条 協議会は次の者をもって構成する。 (1) 第2条の目的に賛同する事業者（<u>県内の複数市町村に店舗を有する者に限る。</u>） (2) <u>長野県消費者団体連絡協議会</u> (3) <u>長野県消費者の会連絡会</u> (4) <u>一般社団法人長野県連合婦人会</u></p>
<p>(5) <u>長野県PTA連合会</u> (6) <u>一般社団法人長野県環境保全協会</u> (7) <u>一般社団法人長野県経営者協会</u> (8) <u>長野県中小企業団体中央会</u> (9) <u>一般社団法人長野県商工会議所連合会</u> (10) <u>長野県商工会連合会</u> (11) <u>長野県商店街振興組合連合会</u> (12) <u>長野県市長会</u> (13) <u>長野県町村会</u> (14) <u>長野県</u> (15) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者</p> <p>(会長) 第5条 (省略)</p> <p>(会議) 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 <u>会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。</u> 3 <u>会長は、必要に応じて会長の指名する委員による協議の場を設けることができる。</u></p> <p>第7条及び第8条 (省略)</p> <p>附 則 この規約は、平成24年11月20日から施行する。 この規約は、平成26年4月1日から施行する。 <u>この規約は、令和3年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(5) <u>長野県PTA連合会</u> (6) <u>一般社団法人長野県環境保全協会</u> (7) <u>一般社団法人長野県経営者協会</u> (8) <u>長野県中小企業団体中央会</u> (9) <u>一般社団法人長野県商工会議所連合会</u> (10) <u>長野県商工会連合会</u> (11) <u>長野県商店街振興組合連合会</u> (12) <u>長野県市長会</u> (13) <u>長野県町村会</u> (14) <u>長野県</u> (15) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者</p> <p>(会長) 第5条 (省略)</p> <p>(会議) 第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>第7条及び第8条 (省略)</p> <p>附 則 この規約は、平成24年11月20日から施行する。 この規約は、平成26年4月1日から施行する。</p>

## 信州プラスチックスマート運動推進協議会規約（案）

（協議会の名称）

第1条 この協議会は、信州プラスチックスマート運動推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会の目的）

第2条 長野県の豊かな自然環境を守り地球の温暖化を防止するとともに、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、消費者、事業者及び行政等が連携協力し、長野県が実施する信州プラスチックスマート運動の取組を推進することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 信州プラスチックスマート運動の推進に関する検討及び協議
- (2) 信州プラスチックスマート運動の推進に関する広報及び啓発
- (3) 協議会の会員相互の連絡調整
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

（組織及び委員）

第4条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 第2条の目的に賛同する事業者
- (2) 長野県消費者団体連絡協議会
- (3) 長野県消費者の会連絡会
- (4) 一般社団法人長野県連合婦人会
- (5) 長野県PTA連合会
- (6) 一般社団法人長野県環境保全協会
- (7) 一般社団法人長野県経営者協会
- (8) 長野県中小企業団体中央会
- (9) 一般社団法人長野県商工会議所連合会
- (10) 長野県商工会連合会
- (11) 長野県商店街振興組合連合会
- (12) 長野県市長会
- (13) 長野県町村会
- (14) 長野県
- (15) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会長は、必要に応じて会長の指名する委員による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、長野県環境部資源循環推進課に置く。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営及び第3条の事業の実施方法の検討について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年11月20日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年 月 日から施行する。

## レジ袋削減に係る各種制度等の終了について

長野県資源循環推進課

### 1 マイバッグ等持参率調査について

標記調査については、レジ袋削減に係る県及び協議会の取組の成果を検証する目的で、平成22年度から毎年9月と3月の2回県職員が目視調査により実施してきたものです。

令和2年7月に実施されたレジ袋全国一斉有料化の施行により、マイバッグ等の持参率は大幅に上昇しました。また、レジ袋の購入数が店舗のPOSデータから把握できることから、調査方法の見直しについても、協議会を通して検討してまいりましたが、以下の理由から、次回9月の調査をもって本調査を終了することとします。

理由：

- ・データ提供等、御協力をいただく店舗の負担
- ・全国一斉有料化により、レジ袋削減に係る県及び協議会の取組は達成されたこと

なお、これまで調査に協力をいただいた事業者様へは、9月の調査終了後に改めて調査終了及び御礼の通知を送付する予定です。

### 2 レジ袋無料配布中止登録店制度について

標記制度は、これまで協議会としてレジ袋削減に取り組む中で、「できる事業者からレジ袋無料配布を中止する」として平成25年5月から登録を開始した制度で、現在23の事業者様に登録をいただいております。

本制度についても、令和2年7月のレジ袋全国一斉有料化及び、それを踏まえた今回の総会による協議会の組織変更を踏まえ、発展的に終了することとします。

今後、登録事業者あてに制度終了及び御礼の通知を送付します。

なお、本制度と類似の取組となりますが、「信州豊かな環境づくり県民会議」で認定している「ごみダイエットショップ認定事業」についても別途終了を予定しています。（「ごみダイエットショップ」には、レジ袋無料配布中止事業者が多く登録されています。）